## 農家等が所有する農地で自ら開設する場合(農水省 HP 資料を参照し、作成)

開設方法	農園利用方式によ	特定農地貸付法によ	市民農園整備促進法に
	る場合	る場合	よる場合
	(法律の規制なし)		(施設整備を要する場合)
開設者と利用者	・農作業の実施	・貸付け	イ:貸付け
との権利関係	=農園利用方式	=特定農地貸付け	=特定農地貸付
			ロ: 農作業の実施
			=農園利用方式
開設者の農地の		・自己所有地	・自己所有地
取得の仕方			
施設	・特に定めはない	・要件とされていない	・農機具収納施設、休憩
			施設、トイレその他の
			附帯施設の設置が必要
開設手続	・特に定めはない	・開設者と農地の所管	・「特定農地貸付け」の場
	(施設を設置する	する市町村との間で	合は、開設者と農地の
	場合は、農地法第4	貸付協定を締結	所在地を所轄する市町
	条の許可が必要)	・開設者が貸付規程を	村との間で貸付協定を
		添えて農業委員会へ	締結
		申請	・開設者が整備促進計画
		(内容審査の上、農	を作成し、市町村に申
		業委員会が承認)	請(内容審査の、市長
			村が認定)
開設場所	・特に定めはない	・特に定めはないが、適	・市民農園区域
		切な位置にある場合	・市街化区域
		に承認	
メリット	・相続税の納税猶予制	・農地法の権利移動の	・「特定農地貸付け」につ
	度の適用	許可等が不要	いては、特定農地貸付
		・土地改良事業の参加	法の承認があったもの
		資格の特例	とみなされ、当該承認
			があった場合と同様農
			地法の権利移動の許可
			が不要
			・農地法の転用許可があ
			ったものとみなされ、
			整備運営計画に定める
			休憩施設等の整備につ
			いては、農地法の転用
			手続き不要
			・市街化調整区域で開設
			する場合、都市計画法
			の開発行為などの許可
			可能